

第七十一回国会
衆議院
法務委員会
議 録 第 十 三 号

昭和四十八年三月三十日(金曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 中垣 國男君

理事 大竹 太郎君

理事 谷川 和穂君

理事 稲葉 誠一君

理事 青柳 盛雄君

井出一太郎君

住 榮作君

松本 十郎君

正森 成二君

出席政府委員

法務政務次官 野呂 恭一君

法務大臣官房長 香川 保一君

法務省刑事局長 安原 美穂君

委員外の出席者

最高裁判所事務 牧 圭次君

総局刑事局長 松本 卓矣君

法務委員会調査 室長

委員の異動

三月二十九日

辞任

保岡 興治君

補欠選任

地崎宇三郎君

同日

辞任

地崎宇三郎君

補欠選任

保岡 興治君

本日

の会議に付した案件

刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出

第八二号)

刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法

律案(横山利秋君外六名提出、衆法第二号)

○中垣委員長 これより会議を開きます。

おはかりいたします。

本日、最高裁判所牧刑事局長から出席説明の要
求がありますので、これを承認するに御異議あり
ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中垣委員長 御異議なしと認めます。よって、
さよう決しました。

○中垣委員長 内閣提出、刑事補償法の一部を改
正する法律案及び横山利秋君外六名提出、刑事補
償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案、両
案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許しま
す。大竹太郎君。

○大竹委員 まず、この刑事補償法の基本的な問
題について若干お尋ねをいたしておきたいと思
います。

と申しますことは、この刑事補償法は、申し上
げるまでもなく、憲法四十条の「何人も、抑留又
は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法
律の定めるところにより、國にその補償を求め
ることができる」という規定がございまして、「法
律の定めるところにより」という法律が、とりも
なはずこの刑事補償法だろと思うわけであり
ますが、同じ憲法第十七条によりまして、「何人
も、公務員の不法行為により、損害を受けたとき
は、法律の定めるところにより、國又は公共團體
に、その賠償を求めることができる」という國家
賠償法のもとになる憲法の規定があるわけであ
ります。この十七条は、いわゆる不法行為、故意ま
たは過失を原因とする損害ということになってお
りますが、四十条は故意、過失を問わないことは
申し上げるまでもないわけでありまして、考えよ

うによつては、この四十条は第十七条のただし書
きのなもの、特別規定であるといつてもいいかと
思うわけでありまして、なぜ、この一般不法行為
と、抑留または拘禁された後という、この犯罪に
関する國家行為とを分けたのであるか、そしてま
た先進國の法令その他によつて、これは大体分け
られているものであるかどうか、それらの沿革等
もあわせて御見解を承りたいと思います。

○安原政府委員 大竹先生御指摘のとおり、憲法
の十七条が、國家の公權力の行使によつて國民に
損害を与えた場合の、いわゆる広い意味での賠償
の基本原則を定めたものと存じます。つまり御
指摘のとおり、公權力の行使における公務員の故
意、過失があった場合、不法行為の場合にはその
損害を賠償するということが十七条の考え方であ
りまして、これが國民に損害を与えた場合の基本
原則をうたっているものと承知しております。

ところで四十条は、御指摘のとおり、抑留、拘
禁に關します公務員の故意、過失のある、ないを
問わず、無罪になった場合補償するのでございま
して、これはおっしゃる点からいえば広い意味で
の賠償ではございまして、故意、過失を問
わないという点において大いに異なるのでござい
まして、どうしてこういう規定が憲法に設けられ
たかということを考えますに、これは自體も賠償
とはなくて、四十条は補償ということばがござい
ますように、これは故意、過失を問わないわけ
であります。結局、私も考えますに、抑留とか
拘禁ということとは、それが適法になされた場合で
ありまして、その抑留、拘禁をされた方が結果
的に無罪になったものにつきましては、そういう
抑留、拘禁というようなことは他に例を見ない高
度の不利益な処分でありまして、損害がきわめて
重大であるところから、こういう制度を認
めて、國の側と損害を受けます國民との公平の観

念から、無過失であっても補償しようということ
であろうというふうな考えております。

なお、外國の立法例につきましては、刑事補償
ということとは、いま申し上げましたように、無過
失を前提とするものでございまして、そういう
制度をとつてある國自身が非常に少ないわけでは
ございまして、そういう制度をとつている國が歐
米等にあることはございまして。

○大竹委員 それでは、いまの問題はあとに關連
してくることもございますから、その節また多少
お聞きするかもしれませんが、条文改正の部分に
ついて質問を申し上げたいと思います。

補償日額の最高を千三百円から二千二百円に改
定しようとするわけでありまして、最低の六百円
はそのままにしてあるわけでございます。まず
第一に、最高額を二千二百円にする理由、またこ
の積算の根拠というものは一体どこにあるのか、
これは資料もいただいておりますけれども、ひと
つ詳しく御説明をいただきたいと思います。

○野呂政府委員 いま大竹先生のお話は、上限を
千三百円から二千二百円に改正したのはどうい
う理由であり、またその積算の根拠はどこにあるか
ということでありまして。

現行の刑事補償法が制定されました第六回の國
会におきます審議過程から考えてまいりまして
も、補償金の算定の基準日額が一日二百円以上四
百円以下と定められましたのは、旧刑事訴訟法の
一日五百円以内という基準を一応基礎といたしま
して、それに現行法制定当時におきます賃金ある
いは物価あるいは刑事訴訟法におきます証人の日当
の額、これらを勘案して、この程度であれば一応
補償されたといえるのではないかと、常識的
判断に基づいていたように思うのであります。そ
の後、この基準日額を昭和三十九年に一日四百円
以上千円以下に引き上げられたわけでありまして。

さらに昭和四十三年には一日六百円以上千三百円以下というふうに取り上げられたのでありまして、それぞれ、法の制定当時と改正当時との賃金や物価の平均上昇率というものを考慮して改正されてきたものであると考えます。

ところで、四十三年以降におきます賃金及び物価の変動を考へてみますと、四十三年をかりに一〇〇とした場合には四十八年の推定指数は、賃金の面におきましては全産業常用労働者の一日の平均賃金現金給与額が二〇五・四であります。物価関係では全国消費者物価が一三・七でございます。これらの数値を平均いたしますと一六九・六ということになります。

そこで、四十三年以降におきますこのような経済事情の推移に基づきまして実際に改定された補償金額の大半が現行法の基準日額の上限である千三百円とされておりましたが、これがいわゆる頭打ちの現象を示しておることありますので、この点から考へましていわゆる冤罪者に対する補償の改善をはかるためには右の基準日額の上限を二千二百円に上げるのが相当ではなからうかというところで、現行の上限千三百円を二千二百円に引き上げたわけであります。先ほど申しました賃金及び物価の上昇率を平均したものが一六九・六でございますので、これを現行の千三百円に掛け算をいたしますとちょうど二千二百五十円でございますが、五円を切り捨てて上限を二千二百円としたわけでございます。

○大竹委員 いまのお話にもございましたように、千三百円が頭打ちになってきたというお話でございますが、それを数字的に御説明をいただきたいと思ひます。何人ぐらい補償を受けて、それがどういふような……

○牧最高裁判所長官代理者 昭和四十三年から昭和四十七年までの数字を見てまいりますと、昭和四十三年に補償の決定を受けました者が二十人ございまして、そのうち千三百円の支給決定を受けた者が十一名でございます。率にいたしますと五五％ということになります。それから四十四年は

決定を受けました者が八十一名で、そのうち最高額の千三百円を受けております者が五十六名で、比率にいたしますと六九・一％ということになります。それから四十五年は二百十名決定を受けております、そのうち千三百円の支給を受けております者が百七十五名でございます。三・三％になっております。四十五年はいわゆるメーデー事件の一審判決、大須事件の一審判決で無罪とされた者がございしたので数が多くなっております。それから四十六年度は五十四名全体として補償決定を受けまして、そのうち千三百円の支給決定を受けた者が三十三名で六一・〇％ということでございます。それから四十七年は、補償決定を受けた者が六十名で、そのうち千三百円の支給決定を受けた者が五十二名、率にいたしますと八六・六％ということでございます。千三百円の支給決定を受けた者が、四十三年の比率五五％から四十七年になりまして八六・六％まで上がつてまいりまして、大体頭打ちの傾向に近くなつてきているということが申せようかと存じます。

○大竹委員 次に、今度の改正は最高額を二千二百円にするわけですが、最低のほうは六百円ということで据え置きというわけでありまして、先ほど来お話がおりますように、現在の賃金の実情また物価の最近の値上がり等からいいますとこの六百円というのは非常に少額でありますし、こんな金額の補償という実情から見るとどういふことなのか、特に、私はあとでまた御質問申し上げますと思ひますが、被疑者補償規程のほうを見ますと上限一日千三百円、これは刑事訴訟法に見合つて千三百円にしておいたのだらうと思ひますが、このほうは上限だけをきめて下限はきめていないわけでありまして、二千二百円以下ということにしておけばそれでいいかと思ひます。その点についてのお考えを伺いたい。

○安原政府委員 御指摘のとおり、従来刑事補償におきます基準日額の改正にあたりましては、下限につきましても賃金や物価の上昇等を考慮いた

しまして引き上げを行なつていたところでございます。しかしながら、実際に決定されました補償金額の中には裁判所の裁量によりまして現行法の日額の下限である六百円で決定されている事例が間々あるわけでございます。その内容を最高裁からお聞きして検討してみますと、抑留または拘禁の前後を通じて当該被疑者、被告人に定職がなく、収入が皆無でありましたために、抑留または拘禁によりまして財産上の損害をこうむることがなかつたと認められる者、あるいは精神障害や飲酒による異常な状態のために責任能力がないと認められた者等特別の事情がある場合に六百円という下限がきめられておるように見受けられるのであります。これらの者に対しては高額の補償をするということは何か国民の感情に反するのではないかと考へたのであります。したがいま

して、右のような者に対しては、裁判所の裁量によりまして低い額の補償をする余地を残しておくのが相当ではなからうかと考へまして、今回の改正につきましては下限の引き上げを行なわなかつたということでございます。ちなみに昭和四十三年から四十七年までの五年間のうちに一日当たりの補償金額が最下限の六百円で決定された者が二十一名ありまして、そのうち心身喪失と責任能力がないということで無罪になった者が十一名、残る十名は犯罪の証拠なしということで無罪になった者でございます。

○大竹委員 たしかこの前の刑事補償法の金額を引き上げるときにも非常に問題になつたかと思ひますが、いまお話しになつたような精神的なものその他から無罪になつたという者にはやがらぬでもないじゃないかという話すら出たような見えます。むしろ六百円より下でもないじゃないかという面から見ても二千二百円以下という面から見ても合理的じゃないかと思ひます。その点についてのお考えを伺いたい。

○安原政府委員 被疑者補償規程には御指摘のと

おり最下限がないということは、ある意味におきまして、さきに御質問にもお答えしたと思ひますが、いわゆるあの被疑者補償は検察官の自由裁量ということをしてたてまえにした制度でございますので、下限を特に設けなかつたということであらうと思ひますが、刑事補償の点につきましては、やはり下限を設けるということによつて一種の補償を定型化するとともに、下限についての保障を与えるほうが妥当であらうという立法政策に基づくものであらうと考えます。

○大竹委員 次に、死刑に対する補償であります。今度は三百万円から五百万円に引き上げることでございますが、御承知のように自賠責なんかも現在では五百万円になっていふことなうなことからいたしまして、そういうことなうなことも考へておるわけではなからうか、この五百万円に改正される理由はどこにあるのか、また理論的にこの五百万円というものでなければならぬのか、それらについてお考えを伺います。

○野呂政府委員 死刑の執行により補償は、現行法が三百万円以内で裁判所が相当と認める額の補償金を交付しておるわけでありまして、ただし本人の死亡によつて生じた財産上の損失が証明された場合におきましては、その損失額に三百万円を加算した額の範囲内で裁判所が補償金額を定めるものとされておることは先生御承知のとおりであります。この三百万円という金額は、いわゆる精神的な苦痛に対する慰謝という性格を持つておるものと考へております。この金額は現行法制定当時五十万円でありましたが、昭和三十三年の改正によりまして百万円に引き上げられ、さらに昭和四十三年の改正によつて現行の三百万円に引き上げられたのであります。従来の国会におきます審議経過を見ますと、特に計数的な根拠はなく、もっぱらこの程度で相当するといふ常識的判断がこの額の決定になつておるのではないかと考へられます。したがいまして、この三百万円という基準金額も昭和四十三年に定められたもの

であります、今回身体拘束による補償の基準金額が引き上げられるとするならば、死刑執行による補償の基準金額をも引き上げることが適当である、こういうことでございます。

また、最近の交通事故による死亡を理由とする損害賠償請求事件におきます慰謝料の額が大体五百万円以下の程度で認められておるといふ現状でございますので、この際これを五百万円とすることが相当ではなからうかというふうに考えて改正をいたした次第でございます。

○大竹委員 ついでにお伺いしておきますが、日本では誤って死刑の執行をやってしまったという案件はないと思うのですが、これは諸外国その他でこういうことが問題になったという例がありますか。どうですか。

○安原政府委員 この前当委員会の資料要求ということで横山先生からそういう御指摘がございまして、実は調べてみたのでございますが、わが国に前例がないことはもう間違いないと思います。その他外国の文献によりまして、そういう事例があるということが資料としてはわかりませんので、一つだけ、その横山先生のお尋ねに答えたのでございますけれども、イギリスでジョン・ブラッドフォード事件というのがございまして、ブラッドフォードという者が死刑にされたのですが、それは十九世紀ころのことでございます、ブラッドフォードが経営する旅館で殺人事件がありまして、同人が死刑の判決を受けて、処刑されたが、数カ月後に被害者の雇用人が犯人であることが判明したというようなことが文献にあらわれておりますが、それくらいでありまして、幸いにしてお申しますか、ほかには事例を生じておりません。

○大竹委員 次にお伺いしたいのでありますが、この刑事補償についての予算の問題であります。

この四十七年度の予算を見ますと、二千二百六千円ですか、になっておりますが、四十八年度は千二百七十万何千円ということで、御承知のように最高限を上げているにもかかわらず、四十八年

度の予算は四十七年度に比べて七百三十二万円減額されているということで、そういう面ではつじつまが合わないというふうに思うのでありますが、それはどういふことでありますか。

○牧最高裁判所長官代理者 刑事補償金の予算はいわゆる裁判費でございますが、裁判費につきましては、大体事件数計算によって予算を積算いたしております。

本年度の予算では、いわゆる昭和四十六年度における刑事補償金の支出実績に本年度における事件数の予想をかけ合わせまして算出しておるわけでございますが、昭和四十六年度の支出実績が少なかつたために、本年度の予算としては、一応昨年度よりも単価の増がございまして、総額としては少なくなつておるわけでございます。

この補償金の事件数を申しますときわめて数で少ないものでございますので、年度内に起るであろうことの予想される事件数ということをご想定することがきわめて困難でございます、実際問題といたしましては予算に一定の数量を計上はいたしてございまして、もし不足になりました場合は、あるいは予算の流用なりまたは予備費の使用ということでもまかなつてまいることにならうかと存じます。

○大竹委員 いまのお話が出ましたからついでにお伺いしておきたいと思ひます。

もちろん、この刑事補償法も請求してはじめて補償を受けれるわけでありまして、いままでの実績からいたしまして請求を受けれる案件のうち、どれだけが一体請求を受けておるのか、それをお聞かせいただきたいと思ひます。

○牧最高裁判所長官代理者 請求ができる人間といたしての統計上としておりませんので、まあ一応推定的に計算するよりしかたがないかと思ひますが、大体過去、昭和四十二年から昭和四十六年までの無罪確定人員が二千五百十四名でございます、そのうち補償を請求いたしましたのが五百八名でございます。したがひまして、請求率は二〇・二％ということに相なつております。

ただ、この無罪確定人員は二千五百十四名と申しましても、このうち拘禁された者がどの程度あるかということがわからないわけでございます。それで、一般の拘禁のまま起訴されたという数字によつて推定いたしてまいりますと、約三割ぐらゐが勾留されたままで起訴された者ということになりますので、それを無罪になった者についても同様の率であるといふふうにして推測いたしますと、請求し得べき人員の約五〇％が請求しているという数字になるかと存じます。

○大竹委員 次に、先ほどちょっと触れたのでありますが、この被疑者の補償規程について若干お伺いをしたいと思ひます。

先ほど申し上げましたように、このほうも上限はいままで一日千三百円ということになっておるわけでありまして、この刑事補償法の改正に伴つてこの上限はやはり二千二百円にされるのであるかどうか、そしてこれに対する予算措置は一体どうなつておるのか、そしてまた先ほどお伺ひしたようにこの実施状況は一体どうなつておるのか、これらについてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○安原政府委員 本法の改正が成立いたしました場合におきましては、大竹先生御指摘のとおり現在の千三百円を最高額二千二百円に引き上げることとする予定でございます。

それから運用の実績でございますが、この前当委員会からの資料要求で「被疑者補償事件一覧表」といふ刷りものを差し上げておりますが、実は補償事件の補償をした例が非常に乏しいうございまして、昭和四十三年には二人、四十四年には二人、四十五年には一人、四十六年にはゼロ、四十七年に至りまして四十四人ということで、数としては非常に乏しいのでございます。そしてこれはいわゆる請求権の対象にはならないで、先ほど申しましたように検察官の自由裁量によりまして、一方的に差し上げるという補償でございまして、もちろんそういう職権の発動を被疑者であつた方からされるということも含めまして、いま申しま

した補償人員よりも多く、一応被疑者補償規程を適用すべきかどうかということは検討された実績がございまして、四十三年には補償人員は二人でございまして、そういう申し立てがあつたものが六人でございまして、四十四年は申し立てと補償の結果とは一致しておりまして二人、四十五年は補償人員は一人でございまして申し立ては三人、四十六年は補償はゼロでございまして申し立ては五人、それから四十七年は申し立ては四十五でございまして、補償は四十四というふうなことになるかと存じます。

さようなことで、支給の実際におきまして支給いたします場合には、大体その当時におきます最高日額を差し上げておるわけでございますが、こういう実績にかんがみまして、予算の関係では来年度も過去の実績というものが常に尊重されますので、予算の額としては二十万円という少額でございまして、不幸にしてそういう事態が起つてきた場合におきましては、予算の流用等によつてまかなうということはできることと存じます。

○大竹委員 次にこれに関連してお伺ひしておきたいと思ひますが、憲法四十条の規定から見ますと、被疑者に対する補償といふもの、これは規程として置くということも一つの見解かもしれませんが、最近の民主的なもの考え方とでも申しますか、そういうような面からいいますと、この被疑者補償の問題もこの刑事補償法の中に規定を設けてやるべきでないかやといふふうなことも考えられるわけでありまして、それに対して法務省の見解をお伺ひしておきたいと思ひます。

○安原政府委員 大竹先生御指摘のことは、現行法ができます昭和二十四年当時におきましても検討がなされたやうでございます。確かに気持ちとしてはそういうことがよくわかるのでございまして、けれども、被疑者補償のような問題を刑事補償の一環として取り上げるということになります場合に、次のような問題があり、そのことがまた立法を困難にしておるといふことになるものと考へ

ております。

まず被疑者補償ということ刑事補償の中に取
り入れた場合におきましては、いわゆる無実
の被疑者に対する補償をその者の権利として認
めることに相なるわけだと思ふのであります。し
ながら検察官の不起訴処分というものを見てま
いりますと、罪とならずとか嫌疑なしの理由で不
起訴処分にした場合、これに対して補償請求権を
認めるとすることは、検察官が行ないますところ
の不起訴処分に裁判所が言い渡します判決と同じ
ような公の確定力を与えることになるわけ
でありまして、それは不起訴処分というものの実
質から考えましてどうもそういう確定力を与える
ような処分ではない。たとえて申しますれば、不
起訴というのは一応の処分ではございますけれど
も、証拠が集まったという場合にはさらに公訴提
起ができるわけでございます。その後の情状を
見て起訴を猶予するというところもあるわけござ
いまして、いわゆる確定的な力を持つ処分ではな
い。そういう確定的な力を持たないものに対し
て、その結果について補償請求権を認めるという
ことは、制度としては疑問がある。

さらにこの不起訴処分というものを申し上げま
すと、たとえば抑留、拘禁をしたが、その後捜査
中に新たな証拠が発見されて、その場合にこれ
以上完全な捜査を遂げましても起訴するに値し
ないという判断に達する場合でございます。そう
いう場合には最終的には事実関係を、被疑者の責
任の有無を確定するまでの捜査を行ないません
で、しかもそのことが結局は被疑者にとっても利
益でございますということもありまして、これは
嫌疑があつて起訴猶予にするのかということら
で徹底的に調べないで、嫌疑なしということと不
起訴処分にする場合もあるでございます。検察
官の不起訴処分と申しますものは、必ずしもい
ゆる被疑者の無実を確定するものではない、そ
ういうことでございますので、そういうものに確
定力を与えるということに問題があるのではない
かというところが一点と、もう一つは、被疑者に補償

請求権を認めるためには、やはり罪とならずとか

あるいは嫌疑なしの理由以外の理由、たとえば
私の申しました嫌疑不十分と検事はいつておるけ
れども、おれは罪にならないのだ、嫌疑がないん
だという主張、あるいは起訴猶予と検事はいつて
おるけれども、ほんとうはそれは嫌疑なしであ
り、罪とならずだというふうな、真実は無実であ
ることを被疑者のほうから争うという道をあけて
おかなければならないと思ふのでございます。そ
ういう裁判によって明らかにしてもらうというよ
うな権利を被疑者に与えるということが制度とし
てはぜひ必要になってくるだろうと思ふのでござ
います。このような検察官の行ないます事件の
不起訴処分のすべてにつきまして、その当否で、
裁判所の判断を求めるようにすることは、先ほど
申し上げましたような検察官の不起訴処分の性格
あるいは現行の刑事訴訟法が、言うならば不告不
理の原則、検察官による公訴権の独占ということ
をたてまゝとしまして、ようやく検察審査会によ
る検察官の不起訴処分に対する抑制といひます
か、そういう制度をとり、わずかに検察官の公訴
権独占の例外として公務員の職権濫用罪について
準起訴手続が認められておるといふ現在の刑事訴
訟法のたてまゝからいふと、いまいち検察官
不起訴処分がすべて裁判所の可否の判断の対象に
なるということとは、たいへんな刑事訴訟法の基
本的な性格の変革にもなるという点から考え
まして、どうも事務当局としてはそこまでは相
当ではないという判断のもとに、補償法の中に取
り入れなかつたというのが従来の経緯であり、今
もそういう考えでおります。

○大竹委員 最後に、社会党から出されておる
す刑事補償法の改正について政府の見解をお聞
きしておきたいと思ひます。

この社会党からお出しになっております案を見
ますと、一番大きな差異は、身柄不拘束の場合に
ついても無罪の判決を受ければこれに対して補償
をすることができるといふふうになっておるわけ
であります。これに対する政府の見解をまずお

聞きたいとおきたいと思ひます。

○野呂政府委員 社会党の御提案の改正案につ
いてのうち、身柄不拘束の場合におきまして無罪の
判決が出ればこれに対する補償を受けられるよう
にしたらどうか、こういうことでございま
すが、これは予算委員会の分科会で横山先生の御
指摘に対して大臣が答えております。立法上の問
題につきまして関係当局から御説明申し上げ、ま
た必要があればお答え申し上げます。

○安原政府委員 横山先生ほかの先生方のいわ
ゆる社会党案の御趣旨というものが、われわれとい
たしましては間違つてゐると思ひません。ただ
結論から先に申し上げます、今日における立
法政策としては、そういう非拘禁の場合の補償ま
ですることは法政策上相当ではないという判断で
ございます。

その理由を、やや長くなりますが、一応のわ
れわれの考えをまとめておきますので、あえて申
し上げさせていただきますと、国の公権力の行使
による損害の補償は、先ほど冒頭にも申し上げま
したようにその本質が損害賠償であるという以上
は、本来損害の発生について当該公務員に故意、
過失がある場合に限りて行なうべきものでありま
すから、無過失による場合を含む補償は、それを
必要とするだけの特別の理由がある場合でなけれ
ばならないというふうな基本的な考え方のであり
ます。したがいまして、刑事事件により起訴され
た場合に、身柄の拘束を受けた場合とそうでない
場合とでは、無罪を言い渡された者の受ける損害
の程度が著しく異なることは申すまでもないこと
でございます。現行刑事補償法が前者の場合、す
なわち拘束を受けた場合においてのみ補償を
することとしておりますのは、身柄の拘束が国
の各種の公権力の行使の中で極めて特殊のもの
であること、すなわち、身柄の拘束は刑事手続の
性質上その必要性が肯定されるものである反面に
おきまして、これを受ける側におきましては他に
例を見ない高度の不利益な処分であり、損害が重
大であることを考慮したという特別の理由による

ものと考えられるのでございます。

それから、刑事事件によりまして起訴されま
した場合に、被告人が物質的、精神的な損害を含め
まして現実に種々の不利益を受けることがありま
すことは否定できないところでございます。しか
しながら、身柄の拘束を受けた場合は別とい
たしまして、被告人がこうむりますその他の不利
利益は、およそ公権力の行使に伴つて通常生ずべき
不利益の範囲に属すべきものではないかと考えら
れます。たとえてみますれば、国民の権利義務に
重大な関係のございします海難審判とか特許審判
あるいは許可、認可の取り消し処分等に誤りがあ
りまして、その結果国民に損害を与えることもあり
得るのでございますが、これらの場合におきまし
ては、直ちに国がその損害を補償するという制度
は設けられておらないのでございます。当該公務
員に故意、過失がある場合に限りて国家賠償法に
よる賠償請求が認められてゐるにすぎないので
ございます。

さうな点を考えますと、検察官が十分な根拠
に基づきまして適法に公訴を提起した場合におき
まして、裁判の結果無罪になつたという理由だけ
で、非拘禁者に対して当該公務員の故意、過
失の有無にかかわらず損害を補償するということ
は、いま指摘いたしましたような行政処分等の場
合との関係におきまして均衡を失ふことになる
のではないかと申すのでございます。

したがいまして、非拘禁者に対します補償は国
家賠償法の手続により行なうのが相当であるとい
うふうな考えなのであります。それがまた国の
補償に関する現行法制の基本的な立場といたしま
して、憲法十七條及び四十條の規定にそれがあら
わされておるんじゃないかと思ふのであります。

次に、現行の刑事訴訟法におきましては、被告
人は有罪判決があるまでは御案内のとおり無罪の
推定を受けるものとされておりますため、御承知
のとおり検察官にすべての立証責任が課せられて
いるのであります。そして無罪の推定を保障する
ために、さらに刑罰権の実現そのものに対しまし

でも黙秘権あるいは証拠法則の厳格な制限というものがあるのでありまして、訴訟法は訴追によって被告人に特別の不利益をこうむらせないようにするとのたてまえが貫かれていると思うのであります。そこで、刑事手続によりまして無罪の裁判を受けた者に対して、訴追されたことのみを理由といたしまして一律に補償を行なうことは、無罪の推定を前提といたします刑事訴訟手続のたてまえと矛盾するおそれがあるのではないかと、いふふうに考えられるのであります。

その次に、やや技術的なことでございますが、ひとしく無罪の裁判を受けました場合でございますけれども、身柄を拘束された場合におきますところの損害とそうでない場合におきます損害とは質的に大きく異なっている。誤って公訴を提起された者が受ける損害や程度は、身柄拘束の有無を問わず、人によってもちろん千差万別ではございますけれども、身柄拘束の場合は、これによって生ずる直接の損害を明確な形でとらえることができ、したがって刑事補償法の現行法のようにこれを定型化し得るのでありますが、これに反して非拘禁者の場合におきましては、公訴を提起されたことによる不安あるいは苦痛、社会的名誉の低下、失職その他得べかりし利益の喪失などを考えることはできませんけれども、はたしてそういう損害があったかどうか、またどの程度の損害を生じたかにつきましては、訴追されました犯罪の軽重、ピンからキリまでございます犯罪の軽重あるいは公判審理の長短等の要因もからみまして、個々の事件ごとに具体的な判断をする以外に方法はなく、いわゆる無過失責任と申しますか、無過失補償であります補償法の補償額の定型化ということはきわめて困難だという技術的な問題もあるように思います。

さらに諸外国の立法例を見ましても、刑事補償が国の無過失責任を認めた特別の制度でありまするところから、刑事補償制度を設けている国自体がさほど多くない上に、補償の範囲を身柄不拘束の場合にも及ぼしている外国の例というものは、

今日までのところわれわれ見当たらないのでございます。

以上のような種々の観点から、社会党案が間違っているとは申しませんが、立法政策としてそれをとることは相当ではないという考えを持っております。

○大竹委員 最後に御質問しておきますが、改正案によりますと、費用の補償についても審級にかかわらず無罪との判決が確定した場合においては国が補償したかどうかというのが改正案の趣旨でございますが、いまの御答弁等によりますと、身柄不拘束の場合においても、国の側において故意または過失があった場合には、いまの費用もあわせて国家賠償法によって請求できると解釈してよろしいですか。

○安原政府委員 御指摘のとおりと思います。

○大竹委員 質問を終わります。

○中垣委員長 次回は、来たる四月三日火曜日午前十時十五分理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時十九分散会

昭和四十八年四月四日印刷

昭和四十八年四月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A